

「下野市景観計画」と「下野市緑の基本計画」を策定しました

■問い合わせ先 都市計画課 ☎(32)8909

景観計画

景観計画とは

景観計画は、景観法に基づいて景観行政団体（その地域の良い景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体）が策定する、景観まちづくりを進める基本的な計画です。

下野市では、平成31年3月に「下野市歴史的風致維持向上計画」を策定したことを契機に、同年4月1日から景観行政団体に移行しました。そして市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成を進めるための総合的な指針として本計画を策定しました。

本計画に基づき景観形成に関する施策を総合的に進めるため、「下野市景観条例」も制定しました。計画と条例の施行は7月1日からとなります。

景観計画区域と景観形成の基本目標

市内全域で良好な景観を形成していくため、本計画の区域は下野市全域としています。

また、「人・自然・文化が織りなす風土を未来へつなぐ下野市」を将来像とし、次の3つの基本目標を定めました。

- (1)地域の特性を生かした個性のある景観づくり
- (2)次世代へつなぐ継続的な景観づくり
- (3)市民・事業者・行政の協働による景観づくり

これらの基本目標に基づき、次の景観構造ごとに景観形成の方向性を定めました。

■面的景観

田園景観ゾーン、住宅地景観ゾーンなど

■線的景観

交通景観軸、河川景観軸など

■点的景観

都市活動拠点、観光交流拠点

景観形成重点区域の指定の方針

景観形成重点区域の指定方針を定めました。

「特徴ある景観や地域のシンボルとなっている景観を有する地域」などの中で、市民や事業者の理解が得られた地域とする方針です。

「下野市歴史的風致維持向上計画」の重点区域に指定されている「薬師寺地区」と「国分寺地区」を候補地とし、検討していきます。

景観重要建造物等

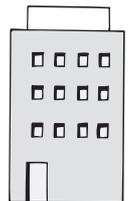
地域の景観形成で重要な要素となる建造物や樹木を、景観重要建造物等として指定するための方針を定めました。指定を行うことで現状変更を規制し、保全することができます。

景観づくりの推進方策

景観づくりは、本計画の理念のもと市民・事業者・行政が協働により推進していくものとし、次の方策を行っていきます。

- ・景観に関する意識の啓発
- ・自発的な景観まちづくりの促進
- ・景観に関わる体制や仕組みの構築
- ・他計画との連携及び整合
- ・計画の見直し

特に、景観に関わる体制や仕組みの構築については、下野市景観審議会を設置し、計画の見直しをはじめ、景観まちづくり推進のための施策に関することや施策の進捗状況の確認などを行っていきます（委員の募集については40ページ参照）。



緑の基本計画

緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法に基づく緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画です。

合併前の南河内町と国分寺町において策定されていましたが、計画策定から年数が経っていること、都市の緑を取り巻く環境が大きく変化していることから、都市の緑がもつ重要性を再認識し、緑地の保全・創出を進めるための総合的な指針として、下野市全域を対象とした「下野市緑の基本計画」を新たに策定しました。

緑地の保全及び緑化の目標

これまで本市に引き継がれてきた豊かな自然とうるおいのある緑を、市民とともに将来に向けて積極的に守り、育てていくことを念頭に、本計画の基本理念を「市民の一人ひとりがともに手を取り安らぎとうるおいのある緑をひろげ次代につなげるまちづくり」としました。

また、4つの基本方針を次のとおり設定し、これらに基づいた施策を展開していきます。

- ・緑を“まもる”
- ・緑を“いかす”
- ・緑を“つくる”
- ・緑を“ささえる”



緑化重点地区

市が取り組む緑化施策や市民及び事業者などが取り組む緑化活動を優先的に進め、緑の充実を図る「緑化重点地区」を、設定要件や市域内のバランスなどを踏まえて設定しました。

重点地区は、風致の維持が特に重要な地区やシンボルとなる地区とし、各地区の特性に合わせた施策を展開していきます。

■緑化重点地区

- ・薬師寺地区
- ・国分寺地区
- ・グリーントウン地区
- ・グリムの森周辺